

くらし循環研究所 規約

(名称)

第1条 本会は、くらし循環研究所と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、北海道上川郡東川町に置く。

(目的)

第3条 本会は、日々の暮らしの中で循環を意識し、会員の社会性及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自然循環を生活に取り入れたライフスタイルの提案及び勉強会の開催
- (2) 自然と共生する沖縄音楽を生活に取り入れたライフスタイルの提案及び勉強会の開催
- (3) 前各号に附帯又は関連する事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の1種類とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し入会した個人とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

(入会の拒否及び会員資格の抹消)

第7条 本会は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。会員登録手続き後であっても次の各号への該当が判明した場合には会員を除名することができるものとする。

- (1) 他の会員に対し本会への参加を妨げ、または妨げるおそれがある場合
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属すると認められるとき
- (3) 反社会勢力と密接または特別な関係があると認められるとき
- (4) その他代表が適当でないとするもの

(会費)

第8条 会員の本会への入会金および会費は、原則無料とする。

(退会)

第9条 会員は、退会の意思を代表に連絡し、任意に退会することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、会員は、退会したものとみなす。

(1) 組織が解散したとき

(2) 除名されたとき

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 監事 1名

(選任)

第11条 前条に定める役員は、会員の互選により選出する。

2 監事は代表を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第12条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

2 監事は、本会の業務および財産の状況を監査する。

附則

1 この会則は、2021年7月1日から施行する。